

分別するときの目印に!
**容器包装の
 識別マーク**

きちんと分別したいのに、どのように分けたらいいかわからないときはありませんか？

そんなときは、容器や包装に表示されている「識別マーク」を確認しましょう。

法定「識別マーク」(義務表示)					自主的表示	
プラスチック製 容器包装	紙製 容器包装	アルミ缶	スチール缶	PETボトル	紙パック	段ボール
				PET		

収集も処理もできないごみについて

下記のものは、収集も処理もできません。処理については、販売店等にご相談ください。
 詳しくは、三次市環境政策課業務管理係 (TEL 6 6 - 3 4 4 9) までお問い合わせください。

- 産業廃棄物 (事業所・農業などから排出される金属類・プラスチック類・ガラス類)
- タイヤ ●バイク ●自動車 ●毒劇物 ●バッテリー ●農薬 ●農機具
- ガスボンベ等の爆発の恐れのあるもの
- 中身の入っている塗料缶・油缶・燃料缶・ドラム缶
- 家電6品目 (テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機 = 6 p 参照)
- パソコン (8 p 参照) など



業者等により増改築・修繕・取替えを行った時に出た廃棄物は業者に引き取ってもらってください。

